

令和8年度主催事業企画運営業務委託 応募要領

入間市青少年活動センター(以下「センター」という。)の主催事業の企画・運営の提案応募にあたって、以下の内容をご確認の上、提案の準備、企画案の作成等をお願いします。

1. 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月26日(日)15時まで

2. 業務場所

入間市青少年活動センター(入間市大字小谷田1681番地1)

3. 業務期間

令和8年6月1日から令和9年3月14日まで ※期間内に終了し、単年度で完結してください。

4. 受託候補者の要件

企画案を提案できる団体(以下「受託候補者」という。)は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 企画案を実施できる知識・技量及び経験を持っていること。
- (2) 青少年の育成に関する活動及び事業の実施を目的としている団体であること。
- (3) 事業に関わる各種書類の作成・提出及び修正を、受託候補者の責任において自ら実施できる団体であること。

5. 事業内容

(1) 募集する企画案は、次のいずれかに該当する事業とします。

- ① 青少年の生活体験活動、社会体験活動及び自然体験活動に関すること。
- ② 青少年の科学体験に関すること。
- ③ 青少年の芸術活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動、野外活動に関すること。
- ④ 青少年の健全育成を目的とする指導者の養成に関すること。
- ⑤ その他「入間市子ども・若者未来応援プラン」に掲げる施策を実現すること。

(2) 対象者

事業の参加者は原則として入間市民とし、次のいずれかの区分に属するものとしてください。

- ① 小学校1年生から18歳に達するまでの青少年及びその保護者。
※この範囲内であれば、小学生高学年、中学生、高校生等、年齢の特定も可とします。
- ② 青少年の育成に関わる者。

(3) 費用等

- ① 事業は「企画運営委託料」と「参加費(参加者負担金)」で実施するように計画してください。参加費については、材料費等の実費負担分を基本に設定するようにしてください。
- ② 「企画運営委託料」は、1団体につき154,000円(税込み)以内とします。
※内容に応じて調整します。

(4) 回数等

- ① 業務期間中に2日以上実施する計画としてください。

6. 事業実施上の留意事項

(1) 事業実施上の留意事項等

- ① 事業の実施にあたっては、センターと連絡を密に取りながら進めてください。

- ②事業終了後、ただちに企画運営事業終了報告書(様式5)、収支決算書(様式6)を提出してください。
- ③事業効果や施設の利用状況によって、実施時期や内容の調整等が生じる場合があります。
- ④センターの主催イベント等への参加協力を依頼させていただくことがあります。
- ⑤センターの行うボランティア育成のために市民スタッフの参加等を依頼する場合があります。
- ⑥市の行う感染症対策に従ってください。

(2) 広報

センターの負担で次の広報を予定しています。受託者が原稿の作成をするものとします。

- ①センター事業募集チラシへの掲載
- ②センターHP、フェイスブックへの掲載

(3) 参加者への対応

- ①正当な事由が無い限り参加を希望する青少年は全て受け入れることを基本としてください。
- ②身体または心理的障害のある青少年の参加に当たっては、合理的な配慮を欠かさないようにしてください。
- ③すべての参加者に対して、公平、公正性を確保してください。
- ④受託者が実施する他の事業等への参加を強要、または前提としないでください。
- ⑤受託者の関係者(会員・家族等)は該当事業に参加しないでください。

(4) 法令等の遵守及び秘密の保持

- ①コンプライアンス、個人情報保護及び守秘義務を順守してください。
- ②本業務を実施するために集めた情報は、個人情報保護法の趣旨に沿って運用し、他の用途に使用しないでください。
- ③本業務を行うにあたって知り得た情報を本市の書面による承諾なく、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供し、もしくは利用させることは禁止します。
- ④本業務の履行上知り得た秘密は、本市の許可なく第三者に漏らさないでください。本業務の完了後も同様とします。

(5) その他

- ①業務の実施にあたっては、参加者及びその保護者、又は市民に対して説明責任を果たすことを十分に配慮してください。
- ②参加者の安全上の配慮を充分に行い、緊急時の対応は事前に準備し、徹底してください。

7. 企画運営計画案の選考

応募の企画案が予定数(令和8年度については4事業)を超えた場合には選考を行います。予定数を超えなかった場合は、応募書類記載内容を審査の上、採用を決定させていただきます。なお、必要に応じて事業内容に関するヒアリングや、補足資料の説明等を求めることがあります。

8. 契約

契約に関する手続きは、「入間市契約規則」及び「入間市業務委託契約約款」「入間市小規模工事等指名委員会要綱」に従って行うこととします。

9. その他

不採用となった場合においても、委託以外の方法により実施を調整させていただく場合もありますので、その際にご協力願います。